

1.目的

- 平成30年に健康増進法が改正され、「国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進する」こととされました。
- これまで、公園内の喫煙に対して様々なご意見が寄せられており、公園管理者として何かしらの受動喫煙対策を求められています。
- 公園内での望まない受動喫煙の軽減、タバコの火による安全面やポイ捨てに伴う美化に係る課題等を整理し、喫煙の取り扱いを整理します。

2.現状の対応

川崎市の公共施設における喫煙については「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われていますが、屋外施設（公園、道路等）は禁煙の対象になっていないため、禁止はしていません。

現在、公園内での喫煙については公園利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないよう配慮のお願いや、注意喚起の看板設置をしているところです。



参考：実際に公園に設置している注意喚起看板

3.公園利用者からの喫煙に対する意見

建設緑政局宛てに届く意見は、公園内での喫煙による副流煙についてが多く、各区役所道路公園センター宛てに届く意見は、吸い殻のポイ捨て、喫煙による周辺へのにおい、注意喚起看板設置の要望が多い傾向にあります。

(1) 建設緑政局宛て、過去3カ年に届いた受動喫煙に関する意見数

	市長への手紙	サンキューコール	オンブズマン	その他	合計
R3年度	5件	0件	0件	2件	7件
R4年度	9件	0件	1件	1件	11件
R5年度	8件	1件	1件	6件	16件
R6年度	10件	0件	0件	8件	18件

※令和6年度については7月31日時点

<参考：道路公園センター宛てに届いた喫煙全般に関する意見数>

区	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
R4年度	5件	8件	10件	9件	8件	7件	14件	61件
R5年度	3件	8件	5件	12件	6件	1件	11件	46件

※各区役所道路公園センターの公園陳情処理簿から集計

※意見の主な内容：吸い殻のポイ捨て、におい、注意喚起看板設置の要望等

(2) 受動喫煙に関する主な意見内容

- 目の前の公園に複数人が毎日のようにタバコを吸いながら長時間談笑しております。家族に気管支系の疾患持ちがいて、健康面での不安もあり、公園の喫煙ルールについて厳格化してほしい。
- 公園や屋外ベンチなどでは喫煙者がいるため、非喫煙者は受動喫煙をしたくないためにそこには近寄れません。
- 登下校時などでも子どもの近くで歩きたばこしている人がいて危険で健康に悪い。ある公園ではベンチやブランコ周辺が吸い殻ばかり。
- 公園の中で毎朝タバコを吸ってる人がいます。みんなの公園を汚してほしくないです。タバコ吸ってる人がいると怖くて公園に行きたくない。
- 赤ちゃんは息を止めることもできず、副流煙をまともに吸い込んでしまいます。市民の心身の健康のため、市内全域の路上喫煙禁止の実現をしてほしい。
- 吸い殻のポイ捨てがあつたり、遊具の近くのベンチで子供が遊んでいるにも関わらず吸っている人がいます。誰でも公園を気持ちよく利用できるように条例を改正してほしいと強く望みます。

4.他都市の状況

他都市の公園での喫煙に関する取扱いは、各都市が制定する健康関連条例に基づき公園を禁煙化している自治体と、公園管理者が定める管理条例により禁煙化を予定している自治体に分けられます。

(1) 健康関連条例に基づき取組を行っている自治体

	範囲	内容	根拠	開始年月日
相模原市	全公園 625箇所	全面禁煙化 (12箇所で分煙)	健康づくり推進条例	令和5年10月1日
千葉市	全公園 1,131箇所	全面禁煙化 (2箇所で分煙)	市受動喫煙防止条例等	令和2年4月1日

(2) 公園管理者が定める管理条例による取組を予定している自治体

	内容	試行実施期間
さいたま市	R4年度：4公園で禁煙化試行 ※対象公園でアンケート調査を実施	令和4年7月21日～ 令和4年10月21日
	R5年度：全公園で禁煙化試行（全1,087箇所） ※4ha以上の大規模公園(24箇所)のみ分煙	令和5年4月1日～ ※実施中
横浜市	5公園を禁煙化試行（全2,715箇所） ※対象公園でアンケートを調査実施	令和5年10月14日～ 令和5年11月19日
	パブリックコメントを実施 ※条例改正を検討中	令和6年4月18日～ 令和6年5月31日

5. 試行実施について

公園内における受動喫煙対策に向けた取組を進めるため、対象公園を選定して禁煙の試行実施するとともに、利用者アンケートを実施しました。

(1) 対象公園選定の考え方

- ① 指定管理者または現在配置している公園パトロール員（南部地区）によって現地確認ができる公園
- ② 公園種別・規模ごとに、特徴のある立地場所や利用者から意見があった公園

(2) 対象公園

公園名	所在地	種別	面積(m ²)	概要	主な公園施設
1 等々力緑地	中原区 等々力1-1	総合	435,914	各種競技が行える大規模な指定管理公園	各種競技場、野球場、釣池、広場、アリーナ、事務所等
2 大師公園	川崎区 大師公園1	地区	87,956	遊具や庭園の他に運動も可能な指定管理公園	中国庭園、野球場、テニスコート、遊具、事務所等
3 西菅公園	多摩区 菅北浦4-13	近隣	20,000	遊具の他に運動も可能な公園	野球場、テニスコート、遊具、広場
4 東渡田第2公園	川崎区 鋼管通1-8-1	街区	2,154	病院前における身近な公園	遊具、広場
5 東田公園	川崎区 東田町3-25	街区	3,221	商店街の中にある身近な公園	コミュニティハウス、遊具、広場
6 こすぎコアパーク	中原区 小杉町 3-1302	街区	1,100	駅前にある身近な公園	飲食店舗、広場

<参考（川崎市の都市公園数）※令和6年3月31日時点>

公園数	住区基幹			都市基幹		特殊				都市緑地	都市林	緑道	合計
	街区	近隣	地区	総合	運動	風致	動植物	広場	墓園				
1000	31	6	4	1	1	1	1	1	2	95	43	19	1,204

(3) 実施内容

- ・ **対象公園は試行期間中、全面禁煙化します。**（加熱式タバコも対象）
※イベント開催時等に主催者が設置する喫煙所を除く。
- ・ 適宜、パトロールを実施し、**喫煙をしないよう御協力をお願いします。**
- ・ 対象公園の入口等に試行中であることを示す周知看板、ポスタ等の掲示。
- ・ 対象公園で、**公園内における受動喫煙対策の考え方について、手渡しアンケートを実施。**

(4) 期間

令和6年3月1日（金）～令和6年4月30日（火） 61日間

※公園利用者が増加する春休みの時期を中心に実施



①等々力緑地



②大師公園



③西菅公園



④東渡田第2公園



⑤東田公園



⑥こすぎコアパーク

6. 実施の様子



< 試行実施期間中の様子 >



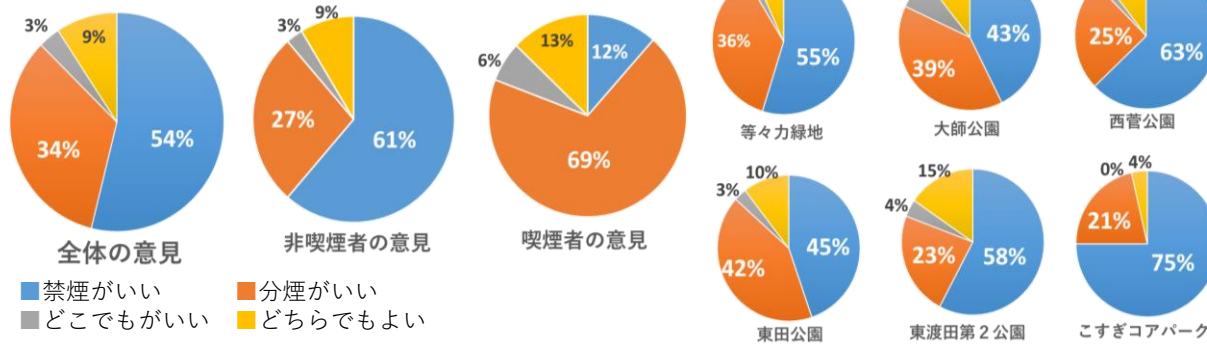
6. 試行の結果

(1) アンケートの回答（回答者数 518人）

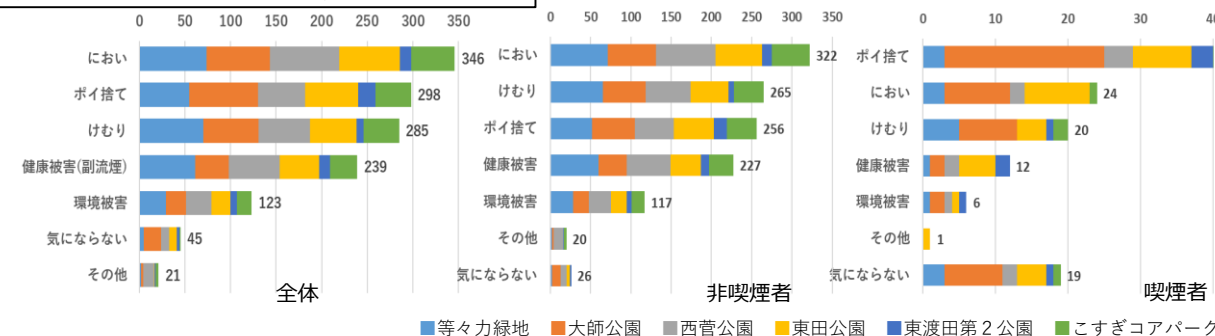
公園名	所在地	種別	調査日	回答数
等々力緑地	中原区等々力1-1	総合	3/23(土)、3/27(水)	104
大師公園	川崎区大師公園1	地区	3/23(土)、3/27(水)、4/11(木)	122
西菅公園	多摩区菅北浦4-13	近隣	3/23(土)、3/29(金)、4/12(金)	105
東渡田第2公園	川崎区鋼管通1-8-1	街区	3/23(土)、3/27(水)、4/11(木)	26
東田公園	川崎区東田3-25	街区	3/23(土)、3/27(水)	105
こすぎコアパーク	中原区小杉町3-1302	街区	3/23(土)、3/27(水)	56
総計				518

喫煙習慣の割合 吸わない（禁煙した）：85% よく吸う：11% たまに吸う：4%

公園での喫煙をどう思いますか？



喫煙のどういうところが気になりますか？



(2) 試行期間中に寄せられた声

【禁煙に関する意見】

- 子供を育てるようになって、歩きタバコと吸いがらのポイ捨てに恐怖を感じています。もし小さい子供たちが誤飲でもしてしまったらと思うと心配でなりません。公園でも吸いがらを見かけます。条例で歩きタバコを規制していただきたいです。
- ルフロン公園（川崎駅東口緑地）は喫煙所と化し、公園全体がポイ捨ての灰皿状態。市としてはまず第一歩として喫煙のルール違反者にはより一層厳しい条例を制定して、しっかりと取り締まっていただくことを要望します。

【分煙に関する意見】

- 等々力緑地の釣り堀を利用している。今日来たら灰皿がなくなっていた。灰皿があればそこでちゃんと捨てる。このままではポイ捨てが増える。すぐに元に戻してほしい。
- タバコのポイ捨てや、副流煙が心配です。また、落ち葉の上に捨てる人がいて危険です。枯れた落ち葉上にポイ捨ては危ないです。スモキングエリアを設置すれば「あそこで吸ってください！」と言えます。

【その他の意見】

- 禁煙化の取組の看板をもっと増やしてほしい。ポイ捨てする人を見かけたら注意するようにしているが、看板やポスターがあると注意しやすい。

これらの意見を
踏まえて検討しました

7. 公園における喫煙の取り扱いの考え方 (案)

公園内は原則禁煙。ただし、一部公園には喫煙可能スペースを設置。

(1) 喫煙可能スペースを設置できる公園の考え方 (案)

・ **常駐管理者がいる公園は、喫煙可能スペースを設けることができる。**

- ※常駐管理者がいない公園は、全面禁煙
- ・常駐管理者が、喫煙可能スペースの管理・美観維持等を行う。

(2) 喫煙可能スペースの考え方

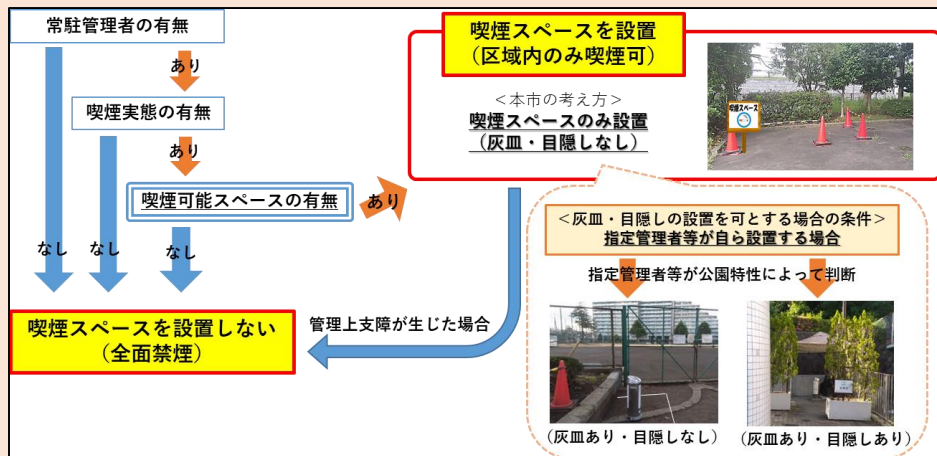
- ・公園利用者の動線から離れた場所に設置
- ・喫煙可能スペースをコーン等で区画
- ・喫煙可能スペースである標識の掲示
- ・灰皿・目隠し (パーテーション等) の設置はしない

●常駐管理者のいる公園 (18公園)

	管理形態	公園名
民間管理	市が直接管理	夢見ヶ崎動物公園
	指定管理者制度による管理	生田緑地、富士見公園、等々力緑地、大師公園、桜川公園、小田公園、池上新田公園、緑化センター、早野聖地公園、緑ヶ丘霊園
	業務委託による管理	王禅寺ふるさと公園、御幸公園、中原平和公園、とんびいけ公園
	設置・管理許可による管理	橘公園、東田公園、池上新田南緑道

※設置・管理許可：都市公園法第5条に基づく申請により公園施設を公園管理者以外のものが管理する制度。

●喫煙可能スペース導入のフロー



(3) 都市公園条例を改正し、禁止行為に「喫煙」を加える考え方

- ・アンケートやこれまで寄せられた声から、公園内での喫煙に対して、**何らかの対策が求められていること**
- ・**改正健康増進法**では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への**配慮義務**までしかないので、実行性が担保できないこと
- ・「喫煙」を条例の禁止事項に加えることで、公園ルールへの周知・案内が**分かりやすい形で行えること**

考え方：市内都市公園において禁止する行為として「喫煙」を加えます。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合は、過料に科される対象になります。

公園における喫煙の取り扱いの考え方(案) に対して皆様のご意見を伺います

8. スケジュール

時期	内容
令和6年3月1日～4月30日	市内6公園にて試行実施 ・対象公園で禁煙の御協力をお願い ・対象公園で現地アンケートを実施
令和6年9月10日～10月10日	パブリックコメントによる意見募集
令和6年度中	試行実施でのアンケート結果や寄せられた意見、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、公園内での喫煙に関する取り扱いについて、方針を決定します。

9. パブリックコメントはこちらから！

皆様のご意見をお待ちしております！



パブリックコメント案内ページ



ご意見提出ページ
(9月10日～10月10日)

